

# 一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会 定款

## 第 1 章 総 則

### ( 名称 )

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会と称する。

英語表記は Japanese Society of Academic Detailing ( JAD ) とする。

### ( 目的 )

第 2 条 当法人は、アカデミック・ディテリングを実践できる人材養成とシステム整備に関する活動 ( 事業 ) を行うことにより、最新かつ利用可能で最適なすべての科学と処方慣行とのギャップを埋め、患者にとって最適な薬物治療を実現することを目的とする。

### ( 事業 )

第 3 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に該当する事業を行う。

- ( 1 ) 基礎薬学を臨床に活用したアカデミック・ディテリングの普及に努める。
- ( 2 ) アカデミック・ディテリングに関する十分な知識及び技能を有する日本アカデミック・ディテリング認定指導者又は認定薬剤師/教育サポーターを養成する。
- ( 3 ) 最適な薬物療法を実現するために必要なデータベースやシステム開発と配信環境を整備する。
- ( 4 ) アカデミック・ディテリングの効果や医療経済に関する研究の支援を行う。
- ( 5 ) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。

### ( 事務所 )

第 4 条 当法人は、主たる事務所を千葉県松戸市に置く。

( 公告の方法 )

第 5 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 社員 及び 会員

( 会員資格 )

第 6 条 当法人の会員は、当法人の基本理念および目的に賛同する者とする。

( 社員及び会員の構成 )

第 7 条 当法人の構成員は社員及び会員とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ( 以下「一般法人法」という。 ) 上の社員とする。

2 この法人の会員は次の 4 種類とする。

( 1 ) 正 会 員 当法人の目的に賛同し、事業運営を担うために、所定の入会手続を行い、代表理事により承認された者

( 2 ) 一 般 会 員 当法人の目的に賛同し、当法人の運営する事業に参加するために、所定の入会手続を行い入会した個人または団体

( 3 ) 賛 助 会 員 本会の目的に賛同し、その事業を援助するために、所定の入会手続を行い入会した個人又は団体

( 4 ) 名 誉 会 員 当法人に功績のあった者で、理事会で推薦・承認された者

( 5 ) 学 生 準 会 員 当法人の行う事業に参加するために、所定の入会手続きにより

入会した大学の学部等に在籍している者

3 前項の正会員をもって一般法人法上の社員とし、本定款において社員と称する。

( 会費及び経費負担 )

第 8 条 当法人は、会費の収入によって運営される。

2 会員は、当法人の事業活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定めらるる会費規定に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。本条の会費は、一般法人法第 27 条に規定する経費とする。

3 会員に関する年会費等の各種会費の変更等は、理事会で立案し、社員総会の承認を得て決定する。

4 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

( 任意退会 )

第 9 条 会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、任意にいつでも退会することができる。

( 除名 )

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 20 条第 2 項に定める社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会において弁明の機会を与えたうえで、これを決議しなければならない。

( 1 ) 会員会則に違反したとき

( 2 ) 当法人の名誉を傷つける行為又は目的に反する行為をしたとき。

( 3 ) その他除名すべき正当な事由があるとき。

( 会員資格の喪失 )

第 1 1 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その会員資格を喪失する。

( 1 ) 会員が、死亡又は解散したとき。

( 2 ) 会員が、継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

( 会員資格喪失に伴う権利及び義務 )

第 1 2 条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

( 会員名簿 )

第 1 3 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所及び連絡先を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が、当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

3 前項の会員に対する通知または催告を、書面に替えて会員の連絡先に対し電磁的方法により行うことができるものとする。

### 第 3 章 社員総会

( 構成 )

第 1 4 条 社員総会は、一般法人法上の社員をもって構成する。

( 権限 )

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ( 1 ) 入会の基準並びに会費等の金額
- ( 2 ) 社員及び会員の除名
- ( 3 ) 理事及び監事の選任又は解任
- ( 4 ) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
- ( 5 ) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- ( 6 ) 定款の変更
- ( 7 ) 解散及び残余財産の処分
- ( 8 ) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

( 開催 )

第 16 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。インターネットを利用したテレビ会議方式で開催することができる。

( 招集 )

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面または電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる

る。

3 総会を招集するには、代表理事は総会の日<sup>1</sup>の1週間前までに、総社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない社員が書面または電磁的方法による議決権の行使をすることができることを定めた場合には、2週間前までに通知を発しなければならない。

( 議長 )

第18条 社員総会の議長は、副代表理事がこれに当たる。副代表理事に事故等による障害があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

( 議決権 )

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

( 決議 )

第20条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の社員が出席し、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成をもって議決とする。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって議決とする。

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

( 代理 )

第21条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任

することができる。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第22条 理事または社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電子的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、副代表理事が書記を指名し、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は電磁的記録も可とし、議長及び代表理事並びにその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印(電子的署名や電子印も可)しなければならない。議事録は、総会終結の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款にさだめるものその他、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第4章 役員等

(役員の数)

第25条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。また、1名を副代表理事とすることができる。

( 選任等 )

第26条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 副代表理事は、代表理事によって指名され、理事会で承認される。

( 理事の職務権限 )

第27条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の会務を総括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、職務遂行不可能な時には、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

3 代表理事及び副代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

( 監事の職務権限 )

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

( 役員任期 )

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者



の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

( 解任 )

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分以上にあたる多数をもって行わなければならない。

( 報酬等 )

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

( 取引の制限 )

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

( 1 ) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

( 2 ) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

( 3 ) 当法人がその理事の債務を保証することその他、その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

( 顧問 )

第33条 当法人は、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の中から理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

( 顧問の職務 )

第34条 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

( 構成 )

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。理事会への出席は、インターネットを利用したテレビ会議方式で出席することができる。

( 権限 )

第36条 理事会は、この定款に別段に定めるものの他、次の職務を行う。

( 1 ) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

( 2 ) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

( 3 ) 前各号に定めるものの他、当法人の業務執行の決定

( 4 ) 理事の職務の執行の監督

( 5 ) 代表理事の選定及び解職、副代表理事の被指名者の承認

( 招集 )

第37条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮する

ことができる。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副代表理事がこれを招集する。

( 招集手続の省略 )

第 38 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

( 議長 )

第 39 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副代表理事が、これに代わるものとする。

( 理事会の決議 )

第 40 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の賛成をもって議決とする。

( 理事会の決議の省略 )

第 41 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が、書面または電子的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が当該提案に異議を述べた場合は、この限りでない。

( 理事会議事録 )

第 42 条 理事会の議事については、代表理事が書記を指名し、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印 ( 電子的署名や電子印も可 ) し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置くものと

する。

( 理事会規則 )

第 4 3 条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるものの他、理事会において定める理事会規則による。

## 第 6 章 計 算

( 事業年度 )

第 4 4 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 3 0 日までの年 1 期とする。

( 計算書類等の定時社員総会への提出等 )

第 4 5 条 代表理事は、毎事業年度、一般法人法第 1 2 4 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類 ( 貸借対照表及び損益計算書 ) 及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については、理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

( 計算書類等の備置き )

第 4 6 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書 ( 監事の監査報告書を含む。 ) を、定時社員総会の日の 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

( 剰余金の不配当 )

第 4 7 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第7章 定款変更、解散及び清算

### ( 定款変更 )

第48条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

### ( 解散の事由 )

第49条 当法人は、次に掲げる事由によつて解散するものとする。

( 1 ) 社員総会の決議

( 2 ) 社員が欠けたこと

( 3 ) 合併( 合併により当法人が消滅する場合 )

( 4 ) 破産手続開始の決定

( 5 ) 裁判所の解散命令

### ( 残余財産の帰属 )

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律( 平成18年法律第49号 ) 第5条17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 部会

### ( 各種部会 )

第51条 当法人は、担当する会務の遂行に必要な部会を理事会の決議により置くことができる。

## 第9章 事務局

### (事務局及び職員)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 附則

### (委任)

第53条 この定款に定めるものの他、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (特別の利益の禁止)

第54条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは社員またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

### (最初の事業年度)

第55条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から令和4年6月30日までとする。

### (設立時役員)

第56条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする

設立時理事兼設立時代表理事 氏名 小茂田昌代

設立時理事 氏名 宮崎美子

設立時理事 氏名 佐藤淳也

設立時理事 氏名 伊藤俊将

設立時理事 氏名 清水 忠

設立時理事 氏名 稲葉健二郎

設立時理事 氏名 野村浩子

設立時理事 氏名 出雲貴文

設立時理事 氏名 西川元也

設立時理事 氏名 小林輝信

設立時理事 氏名 斎藤顕宜

設立時理事 氏名 座間味義人

設立時理事 氏名 飯嶋久志

設立時監事 氏名 高橋 智

( 設立時社員の氏名及び住所 )

第57条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 ●●●●●●●●●●  
氏名 小茂田 昌代

2 住所 ●●●●●●●●●●  
氏名 宮崎 美子

( 定款に定めのない事項 )

第58条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。